

平成28年12月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年12月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ラッキーバス 代表者秋野森成姫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区平井6-61-4 (本社営業所) 東京都江戸川区平井6-61-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 85日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	平成28年2月3日、平成28年2月9日、平成28年3月2日及び平成28年5月19日、監査を実施。6件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(4) 点検整備記録簿等の記載義務違反等(運輸規則第45条)、(5) 整備管理者選任(解任)の虚偽届出(車両法第52条)、(6) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成28年12月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年12月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社亜希プロ 代表者關三治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区東保木間2-30-7 (本社営業所) 東京都足立区東保木間2-30-7
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 90日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	平成28年2月24日及び平成28年3月16日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成28年12月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年12月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社センヨシトレーディング 代表者千吉良薫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県伊勢崎市西久保町2-222-1 (本社営業所) 群馬県伊勢崎市西久保町2-222-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年2月24日及び平成28年3月14日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成28年12月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年12月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社群馬バス 代表者大島義一郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県高崎市緑町3-2-3 (高崎営業所) 群馬県高崎市箕郷町下芝字月蔵田177-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第29条
(6) 違反行為の概要	平成28年8月29日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事故の未届出(道路運送法第29条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成28年12月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年12月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社アズバス 代表者宮内 進
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県旭市井戸野4493-13 (本社営業所) 千葉県旭市岩井字五本松1285-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年3月22日及び平成28年3月30日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(7)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成28年12月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年12月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	総和観光株式会社 代表者田續幸雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県古河市上片田1427-2 (千葉営業所) 千葉県野田市野田都市計画事業台町東特定土地区画整理事業29街区3-2画地
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 230日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年2月12日及び平成28年2月29日並びに平成28年6月28日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(6)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(7)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(8)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(9)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(10)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 23点 当該事業者の累積点数 31点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成28年12月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年12月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ゆうき 代表者小貫正明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県筑西市海老ケ島2159-152 (本社営業所) 茨城県筑西市海老ケ島2104
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 140日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	平成28年2月16日及び平成28年3月30日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)、(3)軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反(運送法第15条第4項)、(4)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(6)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(7)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第4項)、(8)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(12)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 14点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成28年12月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年12月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	富士観光バス株式会社 代表者神山一也
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県栃木市野中町字小益原464-1 (本社営業所) 栃木県栃木市野中町字小益原464-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年2月10日及び平成28年3月28日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)